

## 健康食品の試供品

### ～Part2～



最近の健康食品の勧誘の特徴は、突然、健康食品の試供品を勧誘され承諾したら年間契約を勧めるという手口が増加していますのでご紹介します。

#### <事例>

健康食品を試してみないかという電話が入った。腰が痛いので健康食品を飲んでいると伝えたところ、当社の商品は関節痛でお悩みの方に喜んでいただいていると言われ試す気になった。1週間分を2,000円で購入し飲み始めてすぐに業者から電話が入り、引き続いて飲まないと言われ効果が出ないと言われた。今はキャンペーン中で1箱12,000円が9,000円になると勧められ承諾した。5日後に商品が送られて来て飲み始めたが、大量の健康食品をみて家族に反対されたので解約したい。(70歳代 女性)

#### ちょこっと助言

- ◆電話勧誘で契約した場合は、契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフができますので、はがきで通知しましょう。はがきの両面のコピーを取り、特定記録郵便で出しましょう。
- ◆契約書面に開封した分については支払うように記載があれば、自ら開封してしまった分については支払いをしなければなりません。
- ◆契約する前に、また契約してしまっても一人で悩まないで消費生活センターにご相談ください。